

市町村全面多行見直し

介護要支援 対象絞り込み

厚生労働省は12日、介護保険の見直しで、介護の必要度が低い「要支援1、2」の人向けのサービス（予防給付）を市町村事業に全面的に移すとした当初案を見直し、対象を訪問介護やデイサービスに絞り込む方針を固めた。訪問看護やリハビリテーションなどは全国一律で定めるサービスを維持する。14日に開催する社会保障審議会の介護保険部会に提示する。

当初案に、利用者から「か」といった不安の声が「今までと同じサービスが上がっていた。受け皿とスを受け続けられるのなる市町村からも「準備

が間に合わない」「事務負担が重い」といった懸念が示されており、配慮を示した格好だ。

新たな案は、訪問介護や生活支援、デイサービスを2017年度末までに市町村事業に移行し、既存の事業者のはか、ボランティアやNPOなどによるサービスも活用できるようにする。一方、

訪問介護・通所介護
訪問看護
訪問入浴介護
認知症対応型通所介護
福祉用具貸与
住宅改修

新たな案で想定される要支援者向けサービス

訪問介護
訪問看護
通所リハビリテーション
短期入所療養介護
特定施設入所者生活介護
訪問入浴介護
認知症対応型通所介護
福祉用具貸与
住宅改修

厚労省、懸念配慮

見直しは、介護保険改革の焦点の一つ。当初案は予防給付を15年度以降、市町村事業に移した上で地域の実情に合わせて効率化し、関連費用の伸びを年3%～4%に抑制することを目指している。

厚労省はこのほか介護保険部会に、制度改正による財政への影響も推計として示す方向。現在は1割の自己負担を一定水準以上の年収がある人

（収入が年金だけの単身者の場合、280万円以上が290万円以上を想定）を15年度から2割に引き上げた場合、当初の3年間で公費を年390億～410億円削減できるとした。65歳以上の高齢者の介護保険料でみると、月額37～38円の抑制効果があるとしている。